

日専連カード会員規約

一般条項

現行(2023年12月1日改定)	改定後(2024年2月1日改定)
<p>第11条 (費用等の負担)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会員は口座振替以外の方法で支払債務を支払うときは送金手数料を負担するものとします。2. 会員は、日専連より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用を負担していただきます。3. 会員は、日専連に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、または公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。4. 日専連は、会員が支払を遅滞したことにより金融機関に再度口座振替の依頼を行うことができるものとします。なお、<u>会員の要請に基づいて再振替を行う場合、会員は日専連所定の再振替手数料を支払っていただきます。</u>	<p>第11条 (費用等の負担)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会員は口座振替以外の方法で支払債務を支払うときは送金手数料を負担するものとします。2. 会員は、日専連より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用を負担していただきます。3. 会員は、日専連に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、または公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。4. 日専連は、会員が支払を遅滞したことにより金融機関に再度口座振替の依頼を行うことができるものとします。なお、<u>会員は、再振替手数料として再振替手続回数1回につき220円(税込)を別に支払うものとします。但し、法令で定める限度を超えない範囲内とします。</u>5. <u>会員は、支払を遅滞したことにより、日専連が振込用紙を送付したとき(電磁的方法による決済手段の送信を含む。)は、送付手数料として送付回数1回につき220円(税込)を別に支払うものとします。但し、法令で定める限度を超えない範囲内とします。</u>
<p>第19条 (書面の交付)</p>	<p>第19条 (書面の交付)</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>日専連は、割賦販売法に基づき情報提供が必要となる項目および貸金業法に基づき交付される書面に記載すべき項目を電磁的方法により提供できるものとし、会員はこれを承諾するものとします。</u>2. <u>会員は、前項の規定にかかわらず、電磁的方法による提供に代えて、書面の交付を求めることができるものとします。</u>